

令和6年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商 号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
1	(有) 山末建設	宇佐市大字下高 1 7 2 4	<p>有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定しており、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月9日に大分県知事から指示処分を受けたため。</p>	<p>別表第2第8号</p> <p>建設業法違反行為</p>	<p>令和6年8月14日</p> <p>）</p> <p>令和6年9月13日</p> <p>1か月</p>
2	(株) 西日本技建	大分市下郡北 2 - 4 - 3 0	<p>元請業者から受注した公共工事 1 件及び民間工事 2 件（いずれも塗装工事）において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 6 年 1 0 月 1 5 日、大分県知事から指示処分を受けたため。</p>	<p>別表第 2 第 8 号</p> <p>建設業法違反行為</p>	<p>令和6年11月16日</p> <p>）</p> <p>令和6年12月15日</p> <p>1か月</p>